

平成25年洞爺湖町教育委員会第1回臨時会会議録

日 時	平成25年2月5日(火) 15:05より
場 所	役場第1委員会室
出席委員	委員長 蓮井 勇 委員長職務代理者 福島 浩二 委員 増山 和世 委員 岩原 義美 教育長 綱嶋 勉
欠席委員	無し
説明員	管理課長 遠藤 秀男 学校給食センター所長 佐藤 正 社会教育課主幹 杉上 繁雄
会議録調整者	管理課学校教育グループ主査 尾崎 文郎
傍聴者	無し
日程第1 【開会宣言】	蓮井委員長 開会を宣言する。(15:05)
日程第2 【前回会議録の承認】	蓮井委員長 各教育委員の署名により、承認を確認。
日程第3 【教育長諸般の報告】	綱嶋教育長 1/24 北海道教育委員会教育長教育行政視察(洞爺高校) 1/26 保育士採用試験(役場) 1/28 保育に関する検討委員会(役場) 1/29 租税教育推進懇話会(役場) " ネイパル洞爺の跡地活用に関する住民懇談会(総合センター) 2/1 町議会第1回臨時会(議場) 2/2 定例校長会議(役場) 蓮井委員長 ご質問等ございますか。

福島委員長職務代理者

校長会等において、いじめ問題について話題になっていることはありますか。

綱嶋教育長

2月4日の校長会議では、具体的なことはございませんでした。

1月の校長会議では、道教委の方針もありますが、児童生徒が主体的にいじめについて議論をしていくような取組みを行うということの確認をしました。新年度予算で前回も報告しましたQ-Uアンケートですが、いじめに特化したものではありませんが、児童生徒の状況について調査し、生徒指導に活用できるかどうか議論をさせていただきました。

福島委員長職務代理者

今後、人事異動もありますので、引継ぎをきちっとしてもらい、対応していただきたいと思います。

蓮井委員長

前回の会議や学校訪問でも話題になり、また、大いに関心を高めなければならない部分であると思います。体罰問題につきまして、身体的なことだけでなく言葉や本人が苦痛に感じるような幅広い捕らえ方で、校長会等で話題にして学校には緊張感を持って対応していただきたいと思います。

先生方に感情的にならず、冷静に教育に取り組んでもらうことが大事だと思うところがございます。

ネイパル洞爺の跡地活用について、その後何か情報が入っておりますか。

天野社会教育課長

特にはありません。

蓮井委員長

体育館は耐震化されておりますか。

天野社会教育課長

56年以前の建物ですので、耐震化されておられません。

綱嶋教育長

以前からの道教委との話し合いにおきまして、道立高校を市町村へ移管する場合、高校施設として利用するしないに関わらず、ある程度の改修はしているということで、ネイパルは社会教育施設ですが、それが1つの前例となつて、財政当局との協議の際に1つのたたき台になるのではないかとの話でした。ですから、全く新しい施設を整備するというのは難しいと思われま

蓮井委員長

ランニングコストも十分に考えて行かなければならないと思います。

綱嶋教育長

色々な提案をしていただき、それが実現可能かどうか、町や地域として、改修費や維持費などコストも勘案しながら議論を詰めて行きたいと考えております。

日 程 第 4
【 報 告 事 項 】
・ 報 告 第 3 号

蓮井委員長

他、質問等ございますか。

《特に無し》

次に日程第4、報告事項に移ります。

報告第3号について、お願いします。

遠藤管理課長

報告第3号、臨時代理の報告について、洞爺湖町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例について、洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

別冊で資料がございます。洞爺湖町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例ということで、2月1日の町議会臨時会に提出されたものでございます。この条例の改正につきましては、12月の教育委員会議でお謀りいただき、こういった方向でと決定いただきました。資料の3ページに新旧対照表がございます。右側が現行で左側が改正案でございまして、アンダーラインがある部分を改正させていただきました。第1条で、優秀なる学生を勤勉な学生ということで、実際には成績について高いレベルを要求しておりませんので、現状に合わせ、なるべく借り易いような表現としました。それから、保護者も対象としますので、就学困難なる者及びその保護者としました。その下の学資の貸与につきましては、毎月の学資だけだったのですが、今回から入学時一時金を追加させていただきましたので、これら2つを合わせて、育英資金とさせていただきます。

第2条は積立とさせていただきます。全文改正です。育英基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。2、育英基金の目的に沿った寄附があったときは、この基金に積み立てることができる。ということで、これまで総額を2,700万円としておりましたが、これは、当初500万円から始めて、2,000万円を目安としておりましたが、大口の寄附があり、その都度条例改正をしておりましたので、寄附があった場合は積み立てることができるということにして、基金の総額は廃止させていただきました。次に2条の2を追加させていただきました。育英資金の種類ということで、育英資金は、学資金及び入学時一時金の貸付けとするものでございます。

第3条は貸付条件を貸付対象に改めさせていただき、第1項を全面改正しました。学資金は、次の各号のいずれにも該当する国内の高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。以下同じ。）高等専門学校、専修学校（専門課程に限る。以下同じ。）及び大学（短期大学を含む。以下同じ。）に在学する者に対して貸付けする、というものでございます。現在は、中等教育学校がございまして、これを入れました。また、以前、短期大学という文言が無かったのでそれを大学に含めるとしました。3号の成績優秀素行善良を勤勉か

つ素行善良に改めさせていただきました。4ページです。2項としまして、新たに入学時一時金を入れさせていただいております。入学時一時金は、次の各号いずれにも該当する者で、かつ、前項に定める学校及び大学に入学を許可された者の保護者に対して貸付けする。洞爺湖町に住所を有する者であること。入学時一時金の調達が困難であること。1人の連帯保証人が得られること、でございます。

4条につきましては、貸付金額でございます。貸付基金を貸付資金とし、金額は別表として5ページに載っております。学資金はこれまでと変わりません。入学時一時金として、公立高等学校は200,000円以内、私立の高等学校は300,000円以内、高等専門学校については300,000円以内、専修学校及び大学は500,000円以内というかたちで定めてさせていただいたものでございます。

4ページに戻っていただきまして、第5条の貸付条件でございます。育英基金を育英資金に改めまして、貸付期間をこれまで、在学する学校の正規通常修学期間以内だったのですが、学資金の貸付期間はこれまで同様、正規通常修学期間以内で、3号としまして、入学時一時金の貸付時期を入学する月の前月とするものでございます。これによりまして、通常であれば4月入学でございますので、3月に貸付というスケジュールで進みたいという考えでございます。

議案に戻っていただきまして、4ページに町からの文書、3ページの教育長から異議が無い旨の文書を載せております。2月1日、町議会で可決され即日施行されたところでございます。

以上でございます。

蓮井委員長

以前、この改正内容については協議をしたところでございます。

質問等ございますか。

福島委員長職務代理者

基金の総額によって貸付する額は変わりますか。

遠藤管理課長

貸付内容は変わりません。

条例上、総額が決まっているのに、それを超えることはできませんので、寄附等があった場合、その都度条例を改正していた経緯がありますので、その部分については必要ないだろうということでの改正をしました。

福島委員長職務代理者

2、3年は大丈夫でも、数年後貸付金額が下がるということは考えられますか。

遠藤管理課長

基金の総額は変わりませんが、当然貸したら回収しなければなりません。全国的にも話題になっておりますが、なかなか回収が難しくなっておりまして、当町でも全額が予定どおり回収できている状況ではございません。非常に難

・報告第 4号

しい部分もございまして、そうなると総額が下がることも考えられます。ただ、利用がしっかりして、需要がかなり出てくるようであれば、制度としては良いものであるので、町に働きかけて、新たな積み立てをしてもらうことも考えていきたいと思っております。

福島委員長職務代理者

基金の内容を十分に理解していただき、借りる方のチェックをしっかりしていただきたいと思います。

蓮井委員長

基金が十分に活用され、人材育成に役立てていただきたいと思います。

他、ご質問等ございますか。

《特に無し》

それでは、報告第4号に移ります。

遠藤管理課長

報告第4号、臨時代理の報告について、洞爺湖町議会第1回臨時会提出補正予算についてでございます。

洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。7ページに町からの意見求める文書がございまして、それに対して、6ページに異議無い旨の臨時代理をした文書を載せてございます。別紙で、平成24年度一般会計補正予算事項別明細書(補正第5号)というのがあると思います。今回教育費関係で補正させていただきましたのは、中学校費、高等学校費、保健体育費の3項でございます。中学校管理費ですが1,230千円の補正で、内容は昨年11月27日の暴風雪による着雪により、洞爺湖温泉中学校の樹木の相当数が倒れました。倒れた樹木と危険な状態の樹木を合わせて約90本の被害がありまして、その処分費用です。春休み中に処理するよう進めていきたいと思っております。

高等学校費の1,555千円の補正でございますが、12月6日の暴風雪により、屋根の一部が破損し、窓ガラスが4枚割れる被害がありました。窓ガラスにつきましては、至急修繕し数万円で済みましたが、屋根は、雪が積もっていたこともあり、見積が遅くなりましたが、今回、補正予算に計上したものです。2階建て校舎の屋根の軒先部分4ヶ所モルタルの一部が剥がれました。雨漏りの心配はないのですが、危険であるということで、全長36mありますが、全部修繕する工事費の補正でございます。

天野課長 保健体育費の体育施設費、1,400千円の補正でございます。内容はスポーツ施設の調査費でございます。場所、種目を特定している訳ではございません。今後の町内スポーツ施設の整備に向けた土台となるものの調査費を計上させていただきました。

蓮井委員長

質問等ございますか。

《特に無し》

・報告第 5号

補修等を進めていただきたいと思います。

次に報告第5号に移ります。

遠藤管理課長

報告第5号、洞爺湖町子どもと学校のあり方検討委員会提言について。洞爺湖町子どもと学校のあり方検討委員会より提言があったので、別紙のとおり報告するものです。別紙で、洞爺湖町の小中学校における子どもと学校のあり方についての提言、平成25年1月、洞爺湖町子どもと学校のあり方検討委員会という資料があるかと思えます。

1ページになります。はじめにとございます。下の方に、「本検討委員会では、将来を担う子どもたちにより良い教育条件、教育環境の整備について、今後の児童生徒数の推計を見据えながら、適正配置の前提となる小中学校の適正規模等について検討を進めた。

保護者、地域住民、学校関係者の各委員から活発な意見が出され、様々な角度からの検討の末、一定の基準づくりを行うことができた。

今後、この基準をもとに町および町教育委員会で適正配置計画策定に取り組むことになると思うが、地域とのしっかりとした議論を踏まえながら進めてほしい。」とあります。この検討委員会は昨年9月に立ち上げまして、9月、10月、11月、1月と計4回開催しております。委員については17ページになりますが、PTAの代表の方、自治会の代表の方、校長会ということで合計12名で構成しております。会長には校長会を代表しまして洞爺中学校の佐々木校長先生、副会長には温泉8区自治会長の福井さんをお願いしたところでございます。

2ページです。本委員会における検討の方向ということで、どうかたちでこの委員会を進めていくかという話しを最初にさせていただきました。「町内には3小学校、3中学校があるが、本委員会において個別の学校の具体的な配置を検討・議論し、基本方向を提言としてまとめることは困難である。そのため、全町に共通する「より望ましい学校のあり方」の一定の基準づくりを行うこととした。」と先ず定めていただきました。「検討の視点」として、「学校のあり方における本委員会での成果目標の検討の視点を次のとおりとした。学校種別の視点、検討対象校の視点、学校規模の視点(学級数・児童生徒数)、通学時間の視点、地域性の視点、施設安全性の視点」ということで進めていただきました。

3ページになります。「学校教育環境を取り巻く現状と課題」ということで、現状を先ず皆さんに理解していただき、今後の状況等も推計により把握していただいたところでございます。平成18年の町村合併後も人口減は進んでいる状況にありまして、小学校ですが、平成元年は合計で937人、30クラスでした。学級数には特別支援学級は含めておりません。平成24年度は合計で396人、20クラスという状況でございます。今後ということで、平成30年度までの推計を載せております。ただ、これは現在の住基台帳の

数字をそのまま移行させているもので、町全体の人口が減っております。ですから、更に減って行くだろうとご承知おきいただきたいと思います。平成30年度では合計で347人、22クラスとなっております。4ページになります。中学校ですが、これも小学校と同じような経過になります。平成元年度は合計654人、18クラス。平成24年度は合計216人、12クラス。平成30年度は合計184人、10クラスとなっております。やはり、平成12年の有珠山噴火の影響が一番大きいだろうと思います。今後はそのような急激な減は無いと思いますが、小学校も中学校も相対的に減少する傾向が見えると思います。

5ページになります。「少人数学校・少人数学級の課題」という部分でございます。ご存知のように学校が小規模化しております。一部の学校では複式学級がある状況です。そういったことで、小規模校のメリット・デメリットというのを検討していただきました。また、一定規模以下の学級数になると、教員数も少なくなり、特に中学校においては教科担任の確保が出来なくなり、教科指導にも支障が生じることが考えられるというものでございます。下の部分には、北海道の教職員定数の配置基準がありますが、これも参考にして検討していただきました。

6ページになります。学校施設の老朽化及び未耐震状況です。ご存知のとおりとうや小学校が、これから耐震化工事の実施を予定しております。洞爺湖温泉中学校の体育館は今年度終了しております。校舎棟、虻田中学校も耐震化が必要となっております。ただ、とうや小学校と虻田中学校については、老朽化がかなり進んでおりまして、その部分につきましても、総合的に勘案することも必要だということで、「しかしながら、施設の改築、移転等には多額の費用が必要であり、町の財政状況も健全化団体を脱却したばかりであり、十分な財政基盤がない中では、効果性、効率性と町政における財政投入のバランスもしっかりと考慮しなければならない。」という検討をいただいたところでございます。その下の表は、各学校の敷地面積、建築面積等を記載したものでございます。

7ページになります。適正配置を考える視点ということで、具体的にここから検討を進めていただきました。検討に当っては、「育てたい子ども像の共有」「どのような学校であるべきか」を目標に、子どもたちにとってより望ましい学校について、いくつかの視点に分けて基準づくり等の検討を進めた。」ということで、先ず1点目、学校種別の視点でございます。検討する上で、小学校と中学校を一緒に検討するのか分けるのかという基本のところだったのですが、それぞれの教育目標は違うだろうということで、それぞれ区別して検討するという、大前提を定めていただきました。2番目の検討対象校の視点ですが、これも大前提の部分ですが、「町村合併前に、虻田地区及び洞爺地区において、それぞれ小学校で統廃合が行われた事情があるが、現状において今回の検討から除く、特認校等の特殊事情を有する学校はないと判断した。」ということで、この基準作りに当っては、町内の全6校を対象に考

えるということでございます。3番目の学級数の視点でございます。ここが先ず今回の基準作りの中心になって来る部分かと思えます。普通学級の学級数を基準とするところで、それぞれの基準を「望ましい規模」「原則、存続する規模」「原則、統廃合を検討する規模」として判断することとした。」として、その下に国の標準学級が出ております。小学校であれば12～18学級、中学校では12～18学級ですが、国の標準学級は、当町の規模には馴染まないものであり、考えないことにしました。8ページになりますが、小学校の望ましい学級規模12学級（各学年2学級）としました。理由はクラス替えが可能で、多様な教育環境を構築することができるということです。次に、原則として存続する学級規模は6学級で、クラス替えはできないが、当町の現状と今後の見込みから存続する規模としたものです。それから、原則として統廃合を検討する規模として、5学級以下ということで、複式学級が配置される場合としました。複式学級のメリットもありますが、より望ましい環境に向けて検討が必要な規模としたところでございます。

中学校でございますが、望ましい学級規模6学級（各学年2学級）としました。クラス替えが可能で、部活動を含め多様な教育環境を構築することができる。原則として存続する学級規模は3学級（各学年1学級）です。クラス替えはできないが、当町の現状と今後の見込みから存続する規模としたものです。しかし、生徒数がある程度少なくとも3学級配置されることから、グループ活動等を考慮した生徒数も判断材料となるとしております。原則として統廃合を検討する規模として2学級以下（複式学級配置校）です。現状ではありませんが、複式学級のメリットもあるが、より望ましい環境に向けて検討が必要な規模としたところでございます。

4番目の視点として、児童生徒数の視点がございます。「小学校では複式学級配置基準が2学年（1年生を除く）で16名以下となっており、学校としても6学年あるため、ある程度の児童数は確保できる。しかし、中学校においては複式学級配置基準が2学年8名以下となっている。仮に、1年生4名、2年生5名、3年生4名の合計13名でも3学級となるが、集団活動、学校行事、部活動等に支障があり、生徒間の人間関係や切磋琢磨する環境に課題がでることになる。また、極端に児童生徒数が少なくなる場合、教員だけでなく、事務職員、養護教員の配置もできなくなり、学校運営にも大きな影響がでる。ここでは、「学級規模検討に合わせて、児童生徒数の教育環境に与える影響も考慮する」ことが大切であるとし、明確な児童生徒数の基準を設けないこととした。」というものでございます。

9ページになります。5番目として、通学時間の視点でございます。「特定の学校を基点とすることは検討せず、基本的な目安を定めることとした。小学校はより短時間が望ましいが、現状のスクールバス運行状況を考慮した。」ものです。現状での最長はスクールバスで45分かかっており、それを短縮することは現状となじまないため、小中学校とも45分程度を1つの基準としました。

10ページでございます。6番目の地域性の視点がございます。「地域にとって小中学校はコミュニティーの中心である。児童生徒はもちろんのこと、保護者、地域住民、各学校それぞれの想いがある。学校規模、学級規模などの数的基準で捉えられないものが多くある。」ということで、これまでの基準は一定の目安としますが、「地域事情を十分に考慮し、地域の声を尊重する」というのが検討結果でございます。

7番目、施設整備の視点でございます。「学校施設の安全性の確保は常に学校経営の前提としてある。老朽化が進む学校施設の中には、改築等を進めるべき学校もあり、早期の対策が望まれる。また、計画を持って進めている耐震化工事についても出来るだけ早期の工事を望む。しかし、現存の施設の改築等は重要なことではあるものの、多額の費用を必要とする事業であり、町の政策事業でもある。これまで検討してきたように、少子化に伴う児童生徒数の減少は学校施設の適正配置を避けて通ることはできない問題となっている。学校施設の整備と適正配置。非常に難しい問題ではあるが、コストパフォーマンスを無視することなく、より良い教育環境づくりを進めていくことが必要である。安全のための施設確保、適正配置、財政の適正運用を総合的に検討」することが必要であるということが示されました。

11ページになります。まとめとしまして、「4回の委員会を通じて、それぞれの立場の委員から様々な意見が出された。基準としてまとめきれない意見もあり、会議の中で出された主なものを参考意見として掲載することとした。」ということで、13ページ以降、4回の検討委員会の中での主な意見を掲載しております。

12ページはイメージ図となっております。これら提言の基準作りのイメージとご理解いただければと思います。一番上に学級数がありますが、これが先ず基本となるだろうということで、ここから始まります。1番左側の望ましい規模で、小学校12学級、中学校6学級で、これであればそのまま存続することになるだろうということです。その右側になりますが、原則存続の規模で、小学校6学級、中学校3学級ということで、基本的には存続ということになりますが、先ほどもありましたが、仮に13名でも複式にならないことでもありますので、やはり児童生徒数も考慮しなければならないだろうということで、児童生徒数は教育環境への影響を考慮し判断すると。当然、学級だけでは存続規模になるけれども、児童生徒数も判断材料に考えましょうと。その上で、存続するか、また更に統廃合の検討するかで分かれまして、学級数は確保しても児童生徒数を考えると問題だろうということであれば、通学時間や地域性など、全体的に考慮した上で存続か検討かこの部分で分けて行くものでございます。1番右側は最初から原則、統廃合を検討する規模ということで、小学校5学級以下、中学校2学級以下ということです。ただ、児童生徒数で、先ほど小学校では複式になっても、児童数はある程度確保できることもございますので、その部分については、児童生徒数を考えながら、存続するか、再配置を検討するかについて判断をするべきだろうと。更に検

討を進めるということであれば、通学時間や地域性を含めて、存続の検討を進めるという部分でございます。その右側に、町・町教育委員会が総合的な調整を行い適正配置計画を策定とありますが、こういったことを1つの判断材料として、今後、進めて下さいというものです。下にはハード面として、安全性が確保されなければなりません。当町は有珠山噴火を抱える町ということがあります。それから、地震・津波もありますし、地すべり等の対応も考えなければなりません。それから、耐震性について、未耐震化の学校もございます。それから施設の老朽化として耐用年数を超過している部分もございますので、これらをソフト面、ハード面全体を考慮し町・町教育委員会が配置計画を策定して下さいという内容のイメージ図となっております。

以上、こういうかたちで、検討委員会から提言をいただきましたので、報告させていただきます。

蓮井委員長

質問がございましたらお願いいたします。

適正な規模というのは、少人数が良いのかどうか、まだ確定的な話しが無く、こういった話題になりますと、施設や通学距離など物理的な要因で、それが決定的な要因になってしまうことがあります。その点についても配慮されながら、精力的に検討いただいたと思うところでございます。

福島委員長職務代理者

こういった提言をいただきましたので、学校の適正配置について、じっくり時間をかけて検討しなければならないと思います。

蓮井委員長

これは、地域や保護者にはまだ出ていないのですか。

遠藤管理課長

教育委員会に報告してからと思っております。保護者までとは考えておりませんが、各学校や議員さん、それから町のホームページに載せたいと思っております。

蓮井委員長

こういった提言をいただきましたが、これだけではなく、また違った視点での検討も加味し、期限区切った中で急いで結論を出すことなく、検討しなければならないと考えます。

いつまでに結論を出すというような期限はありませんね。

遠藤管理課長

これは提言ですので、これを何かに諮るというものではございません。ただ、提言を受けているのに棚上げにして何もしないということにはなりません。やはり町教委としては新年度で出せるかどうかは別として、何等かの方向性を検討しなければならないと思います。それは、教育委員会としてのものですので、教育委員会議で配置計画を詰めていってもらい、それを原案として、それを一度地域に出して、意見を聞きながら進めていくと考えております。

日程第 5
【議決事項】
・議案第 2号

蓮井委員長

大変悩ましい問題ですが、お互いに勉強しながら進めて行かなければならないと思います。

他、ご意見ございますか。

《特に無し》

それでは、日程第5、議決事項の議案第2号に移ります。

この案件（洞爺湖町立学校教職員の処分内申について）に関しましては、会議規則により非公開としてよろしいでしょうか。

《異議無し》

では非公開とします。

..... 非 公 開

《提案どおり承認》

・議案第 3号

次に移ります。

議案第3号について、お願いします。

遠藤管理課長

議案第3号、洞爺湖町育英資金貸付基金条例施行規則の一部改正について。洞爺湖町育英資金貸付基金条例施行規則（平成18年洞爺湖町教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正するものでございます。

これは先ほど臨時代理報告で、育英資金貸付基金条例を改正させていただきました。それに伴いまして、貸付や返還内容等について、改めて定めさせていただきます。14ページ以降の新旧対照表で説明させていただきます。右側が現行で左側が改正案となっております。第1条で、育英資金貸付基金を育英資金と改めさせていただきました。これまでは、育英基金を貸し付けるということでおりましたが、貸し付けるのは基金ではなく、資金として貸し付けるというものでございますので、資金という名称に改めさせていただきました。この後も全て同様ですので、ご了解いただきたいと思います。第2条の貸付金の申請ですけれど、全文改正しております。育英資金の貸付けを受けようとする者は、次の表に掲げる区分に応じ、必要書類を整備のうえ教育委員会に申請しなければならない。ただし、同一世帯において学資金及び入学時一時金の両方を申請する場合に限り、重複する書類については一方への添付を省略することができる。というものでございます。区分として学資金で1から7までございます。洞爺湖町育英資金貸付申請書（別記様式第1号）、学校長借受者推薦調書（別記様式第2号）、健康診断書（前年において生徒又は学生でなかった者に限る。）（別記様式第3号）、学業成

績証明書、貸付けを受けようとする者と同一世帯に属し、前年に収入があった全員の所得を証明する書類、合格通知又は在学証明の写し、前各号に掲げるもののほか、必要があると認める書類ということで、これはこれまでと同様でございます。次に入学時一時金ですが、洞爺湖町育英資金貸付申請書（別記様式第1号）貸付けを受けようとする者と同一世帯に属し、前年に収入があった全員の所得を証明する書類、合格通知の写し、前各号に掲げるもののほか、必要があると認める書類と定めたものでございます。

第3条、連帯保証人でございますけれども、学資金のみで連帯保証人2人必要でしたが、入学時一時金は1名としております。学資金は2名ですが、その内1名は保護者等と定めておりますので、（入学時一時金は）これを1名と定めたものでございます。

第4条は選考委員会を運営委員会に改めるものです。これまでは育英生ということでその選考する委員会としておりましたが、改正後は保護者も入りまして借受者となります。また、選考委員会の中で基金の状況や検討も進めていただきましたので、選考も含め内容に沿うように運営委員会と改めさせていただきました。

第5条、育英生を借受者、選考委員会を運営委員会に改めさせていただきました。2項としまして、本人に通知の正式な様式名が入っておりませんでしたので、名称を入れたものでございます。16ページの3項です。育英生を借受者、口座振込依頼書を洞爺湖町育英資金銀行口座振込依頼書という正式な名称に改めさせていただきました。また、前年の所得を証明するものということで、これまでは連帯保証人の所得証明等はいただいておりませんでした。やはり、先ほどの中でも出ておりましたが、資金の回収をしっかりしていかなければならないという部分では、連帯保証人がしっかりとした返済能力を持っていることを求めるべきだろうということで、所得を証明するものと定めさせていただきました。

第6条でございます。育英生を借受者、育英生はを学資金の借受者にしております。学業成績証明書の提出を求めているところでございます。

第7条です。育英基金の交付を育英資金の交付とし、全文を改めております。育英資金の交付は、学資金については毎月末までに行う。ただし、特別の事情があるときは2月分以上を合せて交付することができる。これはこれまでと同じです。第2項で入学時一時金の交付は、原則として入学月の前月末までに行うというものでございます。

第8条でございます。育英生を借受者に改めております。ここは学資金の部分でございます。届出書を正式な様式名を記載させていただいたところでございます。

第9条、貸付の停止でございます。育英生を借受者、育英基金を育英資金に改めたものでございます。減額し、育英生に対し部分を、減額する。この場合において教育委員会は、借受者に対しとしたものでございます。後は、育英資金と借受者へ変更でございます。

2項は同様に借受者と育英資金への変更と、借用証書等の名称の育英基金を育英資金に改めさせていただいたところでございます。

第10条です、これも育英基金を育英資金、育英生を借受者に改めさせていただいております。

18ページになります。第11条は全文改正させていただいております。借受者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該各号に定める期間、方法により育英資金を返還しなければならない。学資金の返還について、貸付期間の満了又は育英資金の廃止した月の翌月から起算して6月を経過した場合 終業年限の2倍以内の期間において、月賦の方法により返還しなければならない。ただし、借受者の都合により繰上げて返還することができる。

入学時一時金の返還について、貸付終了の翌月から起算して6月を経過した場合 修業年限に相当する期間以内において、月賦の方法により返還しなければならない。ただし、借受者の都合により繰上げて返還することができる。ということで、学資金はこれまで同様修学年限2倍以内、高校であれば6年以内での返還ということになります。入学時一時金は6ヶ月を過ぎた後、高校であればそこから3年以内で返還するという内容を定めたものでございます。以前は学資金のみで、月賦、半年賦、年賦というかたちの返済の方法を選択できたのですが、今回は全て月賦とさせていただきました。これにつきましては、この後の12条に出て来る減額返済の関係がございますので、そういったかたちで変更させていただくものです。

第12条でございます。返還猶予を、返還猶予及び減額返還というかたちで改めさせていただきました。この減額返還というのが、今回新にした部分でございます。育英生を借受者に、様式第12号の名称も改めさせていただいたものでございます。書類を添えて育英基金の返還の猶予という部分を、書類の提出を受けて育英資金の返還猶予又は減額返還をすることができるものとしてございます。2項で継続するまで育英基金返還猶予願書により更に1年延長することができるという部分がございます、これまでですと、基本的に1年猶予でき、事由が継続する場合は更に1年で2年というのが原則でしたが、今回は、継続するときは1年以内の延長をすることができる。ただし、その場合は、原則として4年までを限度とすると定めさせていただきました。これにつきましては、当初、相当期間と押さえておりましたが、その場合、短大では2年しかなく、全体を見て行くと4年が相当期間に該当するとの判断で定めさせていただいたものです。3項としまして、減額返還の期間は1年以内とし、更にその事由が継続するときは、1年以内の延長をすることができる。ただし、その場合は正規の返還期間の2倍の期間までを限度とするというものでございます。基本的には高校卒業であれば6年で返済するものですが、経済的なものを含めて事情がある場合は、先ずは1年間、12ヶ月を24ヶ月分として半分づつ払うことができると。それを延長することができますので、この条項によって12年まで半額で支払うことができるというものです。3項では前2項を第1項に改めさせていただいております。

す。3項が5項になるということで、4項は減額返還は、正規の返還額の2分の1の額とするという条項でございます。

第13条になります。育英基金を育英資金、当該育英基金を当該育英資金額に改めさせていただいたものでございます。

第14条です。育英生の死亡等を借受者の死亡等に改めさせていただいているところでございます。内容も育英生を借受者、育英基金借用証書を育英資金借用証書に改めさせていただいているところでございます。

第15条になります。育英生又は育英生であった者を教育委員会は、借受者又は借受者であった者としております。育英基金を育英資金に改めております。これまでは一部の返還を免除することがあるとしておりましたが、一部の返還を免除することができるという文言の訂正でございます。

20ページでございます。第16条、返還の延長及び免除でございます。育英基金を育英資金に改めさせていただきまして、様式の名称も改めたものでございます。

第17条は備付帳簿ということで、育英基金返還台帳を育英資金返還台帳に改めさせていただいたところでございます。

21ページ以降、改正に沿った様式を定めたものでございます。様式につきましては、説明を省略させていただきたいと思っております。

以上でございます。

蓮井委員長

質問等ございますか。

福島委員長職務代理者

今まで、連帯保証人が払ったことはありますか。

遠藤管理課長

私に来てからはありません。

福島委員長職務代理者

返済が滞った場合の対応はどうなっていますか。

遠藤管理課長

本来は滞った場合保証人に連絡するのですが、実際には、保証人の1名は親御さんですが、色々な状況があって払えない場合があります。もう1つは兄弟等家庭の中で連帯保証人になっている場合もありまして、その家庭の状況から、なかなか支払われていない状況もあります。

保護者以外の保証人は第三者が本来だと思いますし、選考する時点で所得等を確認する必要があったと思います。

蓮井委員長

一般的な借用と違い、性質上このような方が利便性があるとしたら、止むを得ない部分もあるのかなとも思います。

今回の改正で利用する方の利便性が上がるのかなとも思いますが、安易な考えで活用されないよう、ある程度の厳しさをもって活用していかなければならないと考えます。

日程第 6
【その他】

特に質問等なければ、これでよろしいでしょうか。

《異議無し》

それでは、提案どおりと確認します。

日程第 6 のその他について、お願いします。

遠藤管理課長

卒業式の出席の割振りについて決めて頂ければと思います。

《虻小：蓮井委員長、温小：増山委員、とう小：福島委員、虻中：蓮井委員長、温中：岩原委員、洞中：綱嶋教育長、洞高：町長・蓮井委員長、虻高：副町長・綱嶋教育長》

蓮井委員長

他ございますか。

遠藤管理課長

インフルエンザに係り、休校等の状況につきまして報告させていただきます。

今現在はございません。これまでの経緯ですが、虻田小学校が 3 年 1 組、6 年 2 組は 1 月 21 日から 25 日まで、2 年 1 組、4 年 1 組 1 月 25 日から 28 日まで学級閉鎖。とうや小学校と洞爺中学校が 1 月 25 日から 29 日まで学校閉鎖でございました。その後ですが、とうや小学校は 29 日まで学校閉鎖しておりましたが、3 年生だけが引き続き 1 月 30 日から 2 月 1 日まで学年閉鎖をしたところでございます。この他に、虻田中学校で 1 年生が 1 月 30 日から 2 月 3 日、2 年生が 1 月 31 日から 2 月 3 日まで学年閉鎖しております。このような状況でございます。

蓮井委員長

インフルエンザ以外にもノロウイルスについても充分注意が必要だと思っております。

他、ございますか。

遠藤管理課長

新年度の保育所の申込み状況についてですが、昨年度は大体、200 名位でしたが、今のところ 170 名位で、30 名位減っている状況でございます。昨年度は 0 歳児が当初から 7 名が多かったのですが、今のところ 5 名でございます。

以上でございます。

福島委員長職務代理者

学校の今後のあり方につきまして、1 年でというのは期間が短いと思いますので、ある程度時間をかけて順を追って協議したいと思います。

遠藤管理課長

来年度 1 年間で結論というのではなく、協議に入るということで捉えていただきたいと思います。

<p>日程第7 【閉会】</p>	<p>福島委員長職務代理者 前回の時にも話しましたが、学力向上のための支援員について、継続となっておりますが、マンネリになりがちなので、今後の活用の方向性などについて、出してもらえればと思います。</p> <p>遠藤管理課長 前回もご指摘いただきましたので、今、学校に今年度の実績と来年度の計画を出していただくということで、皆さんにご理解いただけるように、私の方で様式を定めて各学校にお願いするところでございます。</p> <p>蓮井委員長 学校訪問の時に、放課後授業をしているなどの話がありましたが、1番大事な授業改善が進んでいない状況が見られます。校長や教頭だけでなく、教員全員が同じ視点に立って進んでいかなければならないと思います。また、学校の雰囲気固定されないよう、活発な人事をして改善できるような雰囲気にして行くとも必要なことではないかとも思っております。</p> <p>他になければ、終了してよろしいでしょうか。</p> <p>《特に無し》</p> <p>特にないようですので、以上で、第1回臨時会を終わります。 (17:15)</p>
----------------------	---